

「SDGs 未来都市・徳島市」ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「SDGs 未来都市・徳島市」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ロゴマークとは、別紙に定める画像をいう。

(使用目的)

第3条 ロゴマークは、「SDGs 未来都市・徳島市」の普及啓発を行う目的に使用することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合には使用を認めない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (2) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのある場合
- (3) 青少年の健全育成にとって有害な目的に使用されるおそれのある場合
- (4) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれのある場合
- (5) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれのある場合
- (6) その他徳島市長（以下「市長」という。）が適切でないと認めた場合

2 ロゴマークは、使用者が実施する事業の推奨や販売する商品の品質保証などを行うものではない。

(使用できる者)

第4条 ロゴマークは、個人、団体、住所等を問わず、だれでも使用することができる。ただし、次に掲げる業種又は業者については、使用を認めない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規制を受ける者
- (2) 消費者金融・ギャンブルに係る者
- (3) 法律に定めのない医療類似行為に係る者
- (4) その他市長が適切でないと認めた者

(遵守事項)

第5条 ロゴマークの使用については、本市が提供する画像データを使用しなければならない。

2 本市以外のもは、ロゴマークを使用するにあたって、意匠法（昭和34年法律第125号）第6条及び商標法（昭和34年法律第27号）第5条の規定に基づく新たな権利の設定をしてはならない。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用届出)

第7条 ロゴマークを使用しようとする者は、使用届出書(別記様式)を市長に提出しなければならない。なお、使用届出書に定められた事項を電子メールで送付することによって、使用届出書の提出に代えることができるものとする。

(禁止事項)

第8条 ロゴマークの使用に当たり、次の行為は禁止する。

- (1) 使用目的以外の用途でロゴマークを使用すること
- (2) ロゴマークを加工したり改変したりすること
- (3) 反社会勢力や違法なメディア、媒体にてロゴマークを使用すること
- (4) その他徳島市が不適切と判断する方法でロゴマークを使用すること

(改善指示)

第9条 市長は、ロゴマークの使用に関して、使用目的と異なる使用又は禁止事項に反した使用を発見したときは、使用者に対して改善を求めるものとする。

(使用停止)

第10条 市長は、使用者が前条の改善指示に応じない場合は、ロゴマークの使用停止を要請できるものとする。

2 前項の規定により、ロゴマークの使用停止を要請した場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマークの使用に際し、制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な処理を行うこととし、本市は一切の責任を負わないものとする。

2 前項の処理に関して、本市が費用を負担した場合は、その実費を使用者に請求できるものとする。

(管轄裁判所)

第12条 ロゴマークの使用について何らかの紛争が生じた場合は、徳島地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月27日から施行する。

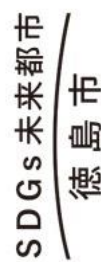
日本語 (カラー)



英語 (カラー)



日本語 (モノクロ)



英語 (モノクロ)



別記様式

徳島市長 殿

「SDGs 未来都市・徳島市」ロゴマーク使用届出書

「SDGs 未来都市・徳島市」ロゴマーク使用規程を遵守することに同意した上で、ロゴマークの使用を届け出ます。

氏名 (又は企業・団体名)		
住所 (又は所在地)		
企業・団体の場合	部署名	
	担当者名	
電話番号		
メールアドレス		
使用目的		

※ ロゴマークの使用イメージ画像を添付してください。